

復興名目に、変化・拡大する

矛盾。

日本はどこへ向かおうとしているのか
— 東日本大震災後の憲法をめぐる状況 —

鎌田 慧 さん

プロフィール:1938年 弘前市生まれ。新聞記者・雑誌編集者を経て、フリーのルポライターとして活躍。自ら現場を体験し、当事者の立場からのメッセージを発信する。公害・環境・地域教育・労働問題・刑事事件と選挙など、社会問題全般に精通。「弱者」の視点から「強者」を告発するルポルタージュには定評がある。

5・3憲法を活かす
宮城県民集会

2012/5/3 thu

開場12:30 開会13:00 行進出発15:00(予定)一勾当台公園まで

仙台国際センター(大ホール)

資料代 500円

■主催/お問い合わせ

宮城県護憲平和センター
022-222-9181

憲法を守る市民委員会
022-222-4562

宮城憲法会議
022-262-1901

日本国憲法

5・3 憲法を活かす
宮城県民集会

日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第九条

【戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認】

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。